定例庁議次第

令和８年４月２８日
役場２階第２会議室

１．開　会

２．挨　拶

３．審議事項
非公開

４．報告事項
非公開

５．議案事項
承認第〇号　吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて　住民課　中澤課長【資料番号３】

６．その他

７．閉会

様式第２号（第４条関係）

資料番号３

４月２８日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（３．承認）】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　住民課長　中澤　早人

【議案名】

承認第○号　吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

【提案理由】

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和８年政令第８３号）が令和８年３月３１日に公布され、令和８年４月１日付けで施行されることに伴い、本条例の一部を速やかに改正する必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分したため、同条第３項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるもの。

【概　要】

１　基礎課税額に係る課税限度額の引き上げ（第２条第２項関係）

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を６６万円から６７万円に引き上げるもの。

２　５割軽減及び２割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正（第２３条第１項関係）

低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、５割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を３０万５千円から３１万円に、２割軽減の基準については被保険者に乗ずる金額を５６万円から５７万円に引き上げるもの。

３　技術的改正（第２３条第３項関係）

地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和８年総務省令第４４号）の施行に伴う条項ずれ対応を行うもの。

４　施行期日等

（1）　施行期日（附則第１項関係）

令和８年４月１日

（2）　適用区分（附則第２項関係）

この条例による改正後の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、改正前の国民健康保

険税の額とするもの。

【専決処分日】

令和８年３月３１日

【上程予定】

令和８年第２回定例会